

株主に異動があつた場合、 株主名簿の書き換えをしますか？

(1) 株主に異動があつた場合

① 株式の譲渡があつた場合

株主は、その所有する株式を譲渡することができます（会社法第127条）。譲渡による株式の取得について、会社の承認を要する旨を定款に定めることはできますが、譲渡すること自体を禁止する定めを置くことはできません。譲渡による取得に付いて会社の承認を要する旨を定めた場合に、譲渡による取得を承認をするよう請求があつたときは、一定の手続が必要となります。承認しないこともありますが、承認を請求する株主又は譲渡人は、請求する際、承認しない場合は会社自身による買取り、あるいは、買い取る者を指定するよう請求することができます。こうした手続きにより、株式を取得した者（会社自身を除く）は、「株主名簿」の書き換えを請求することになります。

② 株主に相続があつた場合

株式は財産権として、相続の対象となります。株主に相続があつた場合、遺言や遺産分割等の手続を経て、死亡した株主の所有していた株式を取得する者が定まります。相続があり、遺産分割の協議が確定しないため具体的な相続人が確定しないような場合、株主の相続人は、いittan、相続人全員名義に「株主名簿」の書き換えを請求し、具体的な相続人が確定した際、あらためて当該相続人名義に書き換えの請求をすることができますし、具体的な相続人が確定した際、直接、当該相続人名義に書き換えを請求することができます。また、具体的な相続人が決まらない間に、株主としての権利行使をする必要がある場合、権利行使者を定めて、会社に通知し、権利行使する場合もあります。

③ 株主の住所等に変更があつた場合

株主に住所等の変更があつた場合、株主は「株主名簿」の記載又は記録を変更するよう請求することになります。会社が行う株主に対する通知等は、「株主名簿」に記載又は記録された住所（通知場所を別に登録している場合はその場所）にすれば足りるため、この記載又は記録を変更しておかないと、会社からの通知等が届かない恐れがあるからです。

(2) 株主名簿への記載又は記録の請求

(1)のように株主に異動等があつた場合は、株主は「株主名簿」に記載又は記録をするよう請求することになります。会社としても、株主関係を管理する上で、「株主名簿」をアップデートしておくことは有意義なはずです。そして、瑕疵のない手続で「株主名簿」の書き換えを行ふことは、株式に関するトラブルの防止の観点からも望ましいことでしょう。顧客である会社から、こうした場合の相談を受けた際は、ぜひ、「お知らせ」の参考資料をご活用ください。